

令和5年度  
包括外部監査報告書  
(概要版)

「長野県に人を呼び込む諸施策」  
に係る財務事務の執行

令和6年3月  
長野県包括外部監査人  
公認会計士 弓場 法



## 目 次

<b>第1 外部監査の概要</b> .....	1
<b>I. 包括外部監査の概要</b> .....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 外部監査の対象期間.....	1
4. 事件を選定した理由.....	1
5. 外部監査の実施期間.....	1
6. 監査対象機関.....	1
7. 監査従事者.....	2
8. 利害関係.....	2
<b>II. 包括外部監査の視点と方法</b> .....	4
1. 監査対象とした事業.....	4
2. 「長野県に人を呼び込む諸施策」の監査の基本的視点.....	6
3. 包括外部監査の方法.....	8
<b>第2 選定した特定の事件の概要</b> .....	9
1. 国の取組.....	9
2. 長野県の取組.....	10
<b>第3 監査の結果及び意見の総括</b> .....	15
1. 包括外部監査の総括.....	15
2. 監査の結果及び意見の総括.....	17

# 第1 外部監査の概要

## I. 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務の執行

### 3. 外部監査の対象期間

原則として令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

ただし、必要に応じて令和3年度以前及び令和5年度の執行分を含む

### 4. 事件を選定した理由

国では、「まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)」に基づき、「まち・ひと・しごと創成総合戦略」を策定し、人口減少克服、地方創成のための政策を実行している。長野県においても、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、県が実施すべき施策を策定し実行している。これらの施策は、長野県総合5か年計画である「しあわせ信州創造プラン」に取り込まれ、計画の骨子を構成している。

令和4年度までの「しあわせ信州創造プラン 2.0」の政策推進の基本目標のひとつには「人をひきつける快適な県づくり」が掲げられており、県はその実現に向けて様々な施策を実行してきた。政策の効果に加え、コロナ禍による地方回帰の流れも背景に、令和4年度は、長野県人口の社会増減は22年ぶりに社会増となった。これらの政策の成果と課題は、令和5年度から実施される「しあわせ信州創造プラン 3.0」に引き継がれている。

人をひきつけるためには、観光等での誘客、移住・交流の推進等が重要と考えられる。

そこで、観光に加え、移住・交流等、長野県に県外から人を呼び込むことに関連する各事業に係る財務事務の執行が、法令・規則等に準拠して適正に行われているか、また、経済的、効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと考える。

よって、「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務の執行を本年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

### 5. 外部監査の実施期間

令和5年8月8日から令和6年3月7日まで

### 6. 監査対象機関

長野県企画振興部、県民文化部、環境部、産業労働部、観光部、教育委員会事務局、一般社団法人長野県観光機構

## 7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	弓場 法
監査補助者	公認会計士	宮本 和之
同	公認会計士	岡本 俊也
同	公認会計士	川崎 要介
同	公認会計士	作本 遠
同	公認会計士	高頭 貴之
同	公認会計士	中島 英明

## 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 元号の表記

一部の元号については次のとおり略称を使用している。

略称	元号	凡例
S	昭和	S63=昭和 63 年
H	平成	H13=平成 13 年
R	令和	R 元=令和元年(平成 31 年)
		R4=令和 4 年

## 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

## 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として長野県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。監査対象とした組織から入手した資料については、原則として数値等の出典を明示していない。

報告書の数値等のうち、長野県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

## II. 包括外部監査の視点と方法

### 1. 監査対象とした事業

次表の事業を監査対象事業とした。なお、次表の決算額は令和4年度の金額で、前年度からの繰越額及び補正予算額に対する決算額を含んでいる。

#### (1) 観光部

表 監査対象とした観光部の事業

(単位:千円)

課名	事業名	No.	監査対象とした細事業等	決算額
—	—	1	全般的事項	—
山岳高原観光課	観光戦略推進事業	2	観光地域づくり推進事業	80,671
		3	観光情報発信事業	62,177
		4	観光振興指導調査費	7,564
		5	観光客安全対策推進事業	1,291
	山岳高原観光推進費	6	山岳遭難防止対策事業	43,372
		7	山小屋の公益的機能等応援事業	59,820
		8	安全登山普及推進事業	5,519
		9	信州登山案内人利用促進事業費	3,028
		10	山岳総合センター管理運営事業費	28,592
		観光誘客課	観光産業受入環境向上事業	11
12	観光業就業促進・生産性向上対策事業			1,203
13	ユニバーサルツーリズム推進事業			2,540
14	Japan Alps Cycling ブランド構築事業			4,150
15	信州フィルムコミッションネットワーク推進事業			6,108
観光誘客魅力発信事業	16		観光誘客促進事業	14,585
	17		しあわせ信州観光キャンペーン事業	67,229
	18		アルクマを活用した長野県PR事業	6,654
	19		観光情報の戦略的発信強化事業	25,400
	20		MICE誘致促進事業	6,045
			スポーツコミッション運営事業	706
	21		スノーリゾート等満喫事業	1,139,574
	22		国内誘客回復緊急事業	29,671,464
23	体験型修学旅行誘致促進事業	93,497		
国際観光推進室	インバウンド戦略推進事業	24	インバウンド誘致促進事業	51,230
		25	インバウンド支援センター設置事業	12,553
		26	インバウンド需要回復緊急対策事業	20,088

#### (2) 教育委員会事務局

表 監査対象とした教育委員会事務局の事業

(単位:千円)

課名	事業名	No.	監査対象とした細事業	決算額
スポーツ課・国民スポーツ大会準備室	生涯を通じたスポーツ機会の充実事業費	1	県営体育施設管理運営事業費	143,153

### (3)企画振興部

表 監査対象とした企画振興部の事業

(単位:千円)

課名	事業名	No.	監査対象とした細事業	決算額
交通政策課	バス等振興 対策事業費	1	地域間幹線バス路線確保維持事業	303,960
		2	運輸事業振興助成補助金	317,258
		3	公共交通乗換案内サイト構築事業	1,980
		4	みんなのタクシー利活用促進事業	6,214
		5	多角連携型モビリティ・ネットワーク形成事業	149
		6	地域公共交通最適化推進事業	39,040
		7	公共交通機関におけるキャッシュレス化推進事業	2,356
	鉄道振興対策 事業費	8	鉄道振興対策事業費	540,556
		9	北陸新幹線建設促進費	1,800
		10	しなの鉄道設備投資等借入金損失補償	—
松本空港課	信州まつもと空 港利活用・国際 化推進事業費	11	信州まつもと空港活性化事業費	36,987
		12	空港管理費	398,137
信州暮らし 推進課	移住・交流推進 事業費	13	移住・交流推進事業費	59,453

### (4)県民文化部

表 監査対象とした県民文化部の事業

(単位:千円)

課名	事業名	No.	監査対象とした細事業	決算額
文化政策課	文化芸術による心豊かな暮らしの 実現推進事業	1	文化施設管理運営事業	1,374,921

### (5)環境部

表 監査対象とした環境部の事業

(単位:千円)

課名	事業名	No.	監査対象とした細事業	決算額
自然保護課	自然公園管理事業	1	自然公園管理事業	211,292

### (6)産業労働部

表 監査対象とした産業労働部の事業

(単位:千円)

課名	事業名	No.	監査対象とした細事業	決算額
産業立地・IT 振興課	IT産業振興事業費	1	リゾートテレワーク推進事業	16,216
営業局	営業推進事業	2	信州首都圏総合活動拠点運営事業費	179,281



## 2. 「長野県に人を呼び込む諸施策」の監査の基本的視点

### (1) 「長野県に人を呼び込む諸施策」について

平成 26 年 11 月に公布された「まち・ひと・しごと創生法」の第 1 条には、「我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく」ために、「まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)」の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する旨定められている。

同法第 2 条には基本理念、第 3 条には国の責務、第 4 条には地方公共団体の責務が定められ、長野県も「まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととなる。

長野県では、同法施行を受けて、平成 27 年度から、都道府県まち・ひと・しごと創成総合戦略として、「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略～信州創生戦略～(以下「信州創生戦略」という。)」を策定し、基本方針、基本目標、施策展開、推進体制について定めて取り組んできた。

「信州創生戦略」は、平成 30 年度からは長野県の総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 2.0～学びと自治の力で拓く新時代～」に継承されている。

「しあわせ信州創造プラン 2.0」では、「確かな暮らしが営まれる美しい信州～ 学びと自治の力で拓く新時代～」を基本目標として掲げ、その中で次の 6 つの政策推進の基本方針を定めている。

このうち、「人をひきつける快適な県づくり」及びそれに関連する重点政策や施策展開は、「信州創生戦略」の 4 つの施策展開のうち、「社会増への転換」、「仕事と収入の確保」、「人口減少下での地域の活力確保」に関連する取組である。

表 「しあわせ信州創造プラン 2.0」と「信州創生戦略」の施策の相関関係

「しあわせ信州創造プラン 2.0」 総合的に展開する重点政策	「信州創生戦略」 施策展開			
	1 自然減への歯止め	2 社会増への転換	3 仕事と収入の確保	4 人口減少下での地域の活力確保
1 学びの県づくり		○		○
2 産業の生産性が高い県づくり		○	○	○
3 人をひきつける快適な県づくり		○	○	○
4 いのちを守り育む県づくり			○	○
5 誰にでも居場所と出番がある県づくり	○		○	○
6 自治の力がみなぎる県づくり				○

(出典:「しあわせ信州創造プラン 2.0」参考資料 4「信州創生戦略」の施策との主な相関関係より監査人作成)

そこで、「信州創生戦略」も踏まえた「しあわせ信州創造プラン 2.0」の「人をひきつける快適な県づくり」の取組を「長野県に人を呼び込む諸施策」と捉え、監査の対象とした。

## (2)「長野県に人を呼び込む諸施策」の監査の基本的視点

本年度の包括外部監査では、次の①～②を基本的視点として包括外部監査を実施した。

### ①「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務の合规性に問題はないか

「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務について、合规性に問題はないかを包括外部監査の基本的視点として下記事項を検討した。

- 関連する法令・条例・規則・長野県(以下「県」という。)の定めた要綱などに準拠しているか
- 社会通念上著しく適正性を欠いていないか
- 個人情報適切に取り扱われているか

「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務に関連する法令として、地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則、県の財務規則等への準拠性を検討した。

### ②「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務の経済性、効率性及び有効性は十分に確保されているか

「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務が、効率的に実施され、経済性・有効性は十分に確保されているかを包括外部監査の基本的視点とした。

より少ない経費で一定の成果を実現しているかを経済性、一定の経費でより多くの成果を実現しているかを効率性、経費と成果が住民の福祉の増進に結びついているかを有効性と定義し、「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務が、関連する法令・条例・規則・県の定めた要綱などの制定目的に準拠し、経済性、効率性及び有効性が十分に確保されているかを検討した。

### 3. 包括外部監査の方法

本年度の包括外部監査の方法は次の(1)～(3)のとおりである。

#### (1)「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務の概要の把握

「長野県に人を呼び込む諸施策」は、「しあわせ信州創造プラン 2.0」に定められていることを把握し、次の手続を実施した。

- 監査対象事業の概要を把握するため、監査対象部署より事業内容に関する説明資料を入手し、調査分析を実施した。
- 監査対象部署へのヒアリングを実施した。
- 監査対象事業の活動実績等を示す書類の閲覧等を実施し、監査対象事業は関連する法令・条例・規則等にしながら実施されているか、経済性、効率性及び有効性に十分配慮して実施されているかを検討した。

#### ※各監査対象機関から入手したデータ

- 1) 令和2年度から令和4年度までの当初予算額、決算額、令和5年度の当初予算額
- 2) 令和4年度の当初予算額と決算額の節科目別の金額
- 3) 各事業の令和4年度の細事業別の当初予算額と決算額。
- 4) その他

#### (2)節科目に応じた監査手続の実施

地方公共団体の支出内容は、委託料、備品購入費、補助金(負担金補助及び交付金)など27種類の節科目に区分される。

監査対象とした事業について、節科目に応じた監査手続を実施した。

たとえば、補助金については、補助金の申請、決定、交付の手続、補助金額の算定、交付時期、実績報告、精算が要綱などに準拠しているか、経済性・効率性の観点から、補助事業の業務が経済的、効率的に行われているかについて、関係書類を閲覧し、監査対象部署へのヒアリングを実施した。

委託事業については、委託理由に合理性はあるか、委託料の算定方法は適正か、委託料は業務の内容に対し適正な水準か、委託先では業務コストの削減努力が行われているかなどについて、関係書類を閲覧し、監査対象部署へのヒアリングを実施した。

そのほかの節科目についてもその性質に応じた監査手続を実施した。

#### (3)現地機関の監査

監査対象とした現地機関の一部において、視察及びヒアリングを実施した。監査を実施した現地機関は次のとおりである。

- |                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| ○白馬ジャンプ競技場           | ○長野県立武道館                  |
| ○長野県立美術館             | ○信州まつもと空港                 |
| ○ホクト文化ホール(長野県県民文化会館) | ○銀座 NAGANO(移住交流・就職相談コーナー) |

## 第2 選定した特定の事件の概要

### 1. 国の取組

国は、平成26年(2014年)11月、「まち・ひと・しごと創成法(以下「創成法」という。)」を公布し、政府はそれに基づき、人口減少・地方創成のための5か年戦略である「まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「国の総合戦略」という。)」及び我が国人口問題の将来ビジョンとしての「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(以下「国の長期ビジョン」という。)」を決定した。

創成法制定の背景である当時の日本の現状認識は、次のようなものである。

- 平成25年(2013年)の国の人口1億2700万人を基準とし、合計特殊出生率、出生性比、生命表による死亡率を一定と仮定した場合(国際人口移動ゼロと仮定)の将来人口推計は、2100年には約5,200万人、2200年には約1,391万人である。
- 日本の出生数・出生率は長期的に減少しており、合計特殊出生率は人口置換水準(人口が維持される水準)の2.07を下回る状態が1975年以降続いている。
- 地方から東京圏への人口移動が続いている(東京一極集中)が、地方では高齢者数も減少する見込み。大都市圏では高齢化問題が顕在化し医療・介護需給がひっ迫の見込み。
- 地方経済と大都市経済で格差が存在

これを踏まえて、国は、2060年に1億人程度の人口を確保する長期ビジョンを提示し、これを達成するため国の総合戦略(2015年~2019年の政策目標・施策)を策定した。

国の総合戦略では、基本的な考え方として、人口減少の歯止めと東京一極集中の是正を達成するため、若い世代が安心して働ける「しごと」の創生、地方への移住・定着、安心して結婚・出産・子育てができる「ひと」の創生、地方で安心して暮らせるよう地域特性に即した課題を解決する「まち」の創生を掲げている。

国は、令和元年(2019年)12月に国の長期ビジョン(令和元年改訂版)及び第2期の国の総合戦略(2020年度から2024年度)を策定したが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年(2020年)12月に総合戦略を改定している。これは、感染症による地方移住への意識の高まりやテレワークなどの行動変容を踏まえた内容となっている。

さらに、令和4年(2022年)12月には、感染症の影響で、デジタル・オンライン活用が進み、テレワークやワーケーションが普及したことなどを踏まえ、第2期の国の総合戦略を改定し、「デジタル田園都市国家構想」及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定した。

デジタル田園都市国家構想とは、「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という構想であり、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、これまでの地方創成の取組をデジタルの力で加速させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すとしている。

以上、累次の総合戦略の改定が行われているが、いずれも人口減少、特に地方の人口減少と、東京一極集中の是正という基本的な考え方は変わっていない。

## 2. 長野県の取組

### (1) 創成法が求める対応

創成法第9条において、県には「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定める努力義務が定められている。

県は、平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)の長野県総合5か年計画である「しあわせ信州創造プラン」のうち、人口減少への歯止めと人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた取組をさらに深化・展開するものとして「信州創生戦略」を策定し、これを「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけ、平成27年度(2015年度)から取組を始めた。

信州創生戦略は当初5年間の計画であったが、県の平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの総合計画「しあわせ信州創造プラン2.0」を策定する際に、信州創生戦略の内容を継承した。そのため、「しあわせ信州創造プラン2.0」は、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」としての位置づけも兼ねていることになる。

なお、令和5年度(2023年度)からは、県の新たな総合5か年計画である「しあわせ信州創造プラン3.0」に沿って県の行政が行われている。

表 「しあわせ信州創造プラン3.0」

年度	国	長野県	
2013年度 (H25年度)		しあわせ信州創造プラン	
2014年度 (H26年度)	まち・ひと・しごと創成法 成立	↓	
2015年度 (H27年度)	総合戦略		信州創生戦略
2016年度 (H28年度)	↓	しあわせ信州創造プラン2.0	← 継承
2017年度 (H29年度)			
2018年度 (H30年度)	第2期総合戦略	↓	
2019年度 (R1年度)			
2020年度 (R2年度)	デジタル田園都市国家構想総合戦略	↓	
2021年度 (R3年度)			
2022年度 (R4年度)		↓	
2023年度 (R5年度)	しあわせ信州創造プラン3.0		
2024年度 (R6年度)		↓	
2025年度 (R7年度)			
2026年度 (R8年度)			
2027年度 (R9年度)			

(出典: 県の総合計画、および信州創生戦略より監査人作成)

### (2) 「しあわせ信州創造プラン2.0」における「長野県に人を呼び込む諸施策」

#### ①「しあわせ信州創造プラン2.0」について

平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの総合計画「しあわせ信州創造プラン2.0」では8つの重点目標を設定している。

表 「しあわせ信州創造プラン2.0」における8つの重点目標

	項目	成果指標
クリエイティブな社会をつくる	付加価値を高め、経済成長を実現	労働生産性
	県民の豊かさ全国トップレベルを維持	県民1人当たり 家計可処分所得
	人口の社会増を実現	社会増減
	インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加	観光消費額

	項目	成果指標
安心して希望あふれる社会をつくる	2025年に県民希望出生率1.84を実現	合計特殊出生率
	様々な人の労働参加を全国トップに	就業率
	健康長寿日本一を維持	健康寿命
	再生可能エネルギー100%地域をめざし自給率を上昇	再生可能エネルギー自給率

「しあわせ信州創造プラン 2.0」の重点目標までの内容は次のようなものとなっている。

第1編 現状と課題
第1章 長野県を取り巻く状況
1 急激な人口減少と東京圏への人口流出
2 技術革新とグローバル化の急速な進展
3 人生100年時代へ
4 貧困・格差の拡大
5 東京オリンピック・パラリンピックの開催
6 広域交通ネットワークの充実
7 SDGsなど持続可能な社会をめざす気運の高まり
第2章 長野県の特徴
1 豊かな自然環境
2 大都市圏からのアクセスの良さ
3 多様な個性を持つ地域
4 全国トップレベルの健康長寿
5 自主自立の県民性
第3章 これまでの取組の成果
1 しあわせ信州創造プラン(平成25年度～平成29年度)
2 信州創生戦略(平成27年度～平成31年度)
第2編 基本目標
確かな暮らしが営まれる美しい信州 ～学びと自治の力で拓く新時代～
第3編 政策推進の基本方針とめざす姿
第1章 政策推進の基本方針とめざす姿
1 学びの県づくり
2 産業の生産性が高い県づくり
3 人をひきつける快適な県づくり
4 いのちを守り育む県づくり
5 誰にでも居場所と出番がある県づくり
6 自治の力みなぎる県づくり
第2章 重点目標
クリエイティブな社会をつくる
1 付加価値を高め、経済成長を実現
2 県民の豊かさ全国トップレベルを維持
3 人口の社会増を実現
4 インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加
安心して希望あふれる社会をつくる
1 2025年に県民希望出生率1.84を実現
2 様々な人の労働参加を全国トップに
3 健康長寿日本一を維持
4 再生可能エネルギー100%地域をめざし自給率を上昇

(出典:「しあわせ信州創造プラン 2.0」より監査人作成)

第1編では、県を取り巻く環境変化、県の特性、これまでの取組の成果を分析し、課題を明らかにしている。この中で、特に、県人口の将来展望と課題については、次のように述べている。

少子化の進展により、我が国の人口は今後も減少が続きます。国、県、市町村が「地方創生」に取り組み、一部に地方回帰の動きがみられるものの、東京圏への人口の一極集中は依然として進んでいます。

本県の人口は、信州創生戦略(平成28年3月)に沿って人口減少に歯止めをかける政策を講じることで、将来、合計特殊出生率が回復(2025年に県民希望出生率である1.84、2035年に人口置換水準である2.07)し、社会増減がゼロ(2025年に転入・転出が均衡)となった場合でも、2080年頃に150万人程度で定常化するまで減少し続ける見込みです。

世帯数は、2015年の81万世帯から2060年には60万世帯に減る見込みです。

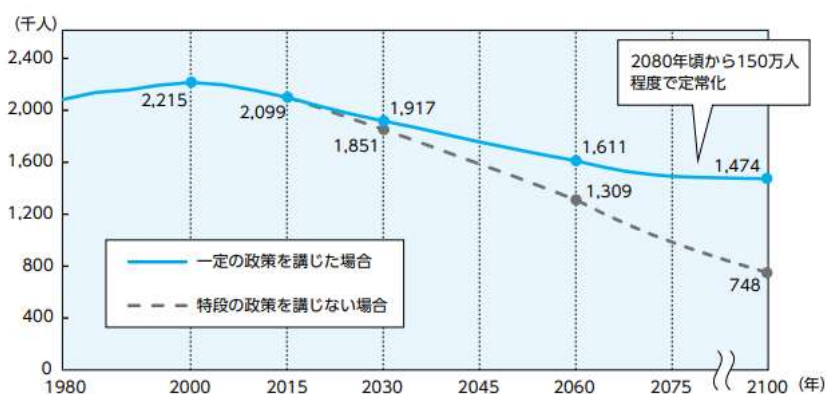
また、生産年齢人口(15～64歳人口)についても、2015年の120万人から2060年には84万人に減少する見込みです。

このような人口等の減少、特に生産年齢人口の減少が、地域社会や産業の担い手不足、需要の減退につながり、その結果、地域活力の低下を招くことが懸念されます。

〔課題〕

- ・ 社会保障やインフラ整備などについて、人口減少下でも持続可能な仕組みとすることが求められます。
- ・ 担い手が不足する中で、一人ひとりが経験や知識を最大限に発揮し、地域活力の維持・向上につなげていくことが不可欠です。
- ・ 人口減少に歯止めをかけるために、若い世代が安心して働き、結婚・出産・子育てができ、多様な人材が定着する環境をつくることが求められます。
- ・ 国・地方の財政が持続できず、安定的に行政サービスを提供できなくなる懸念があります。

長野県人口の将来展望

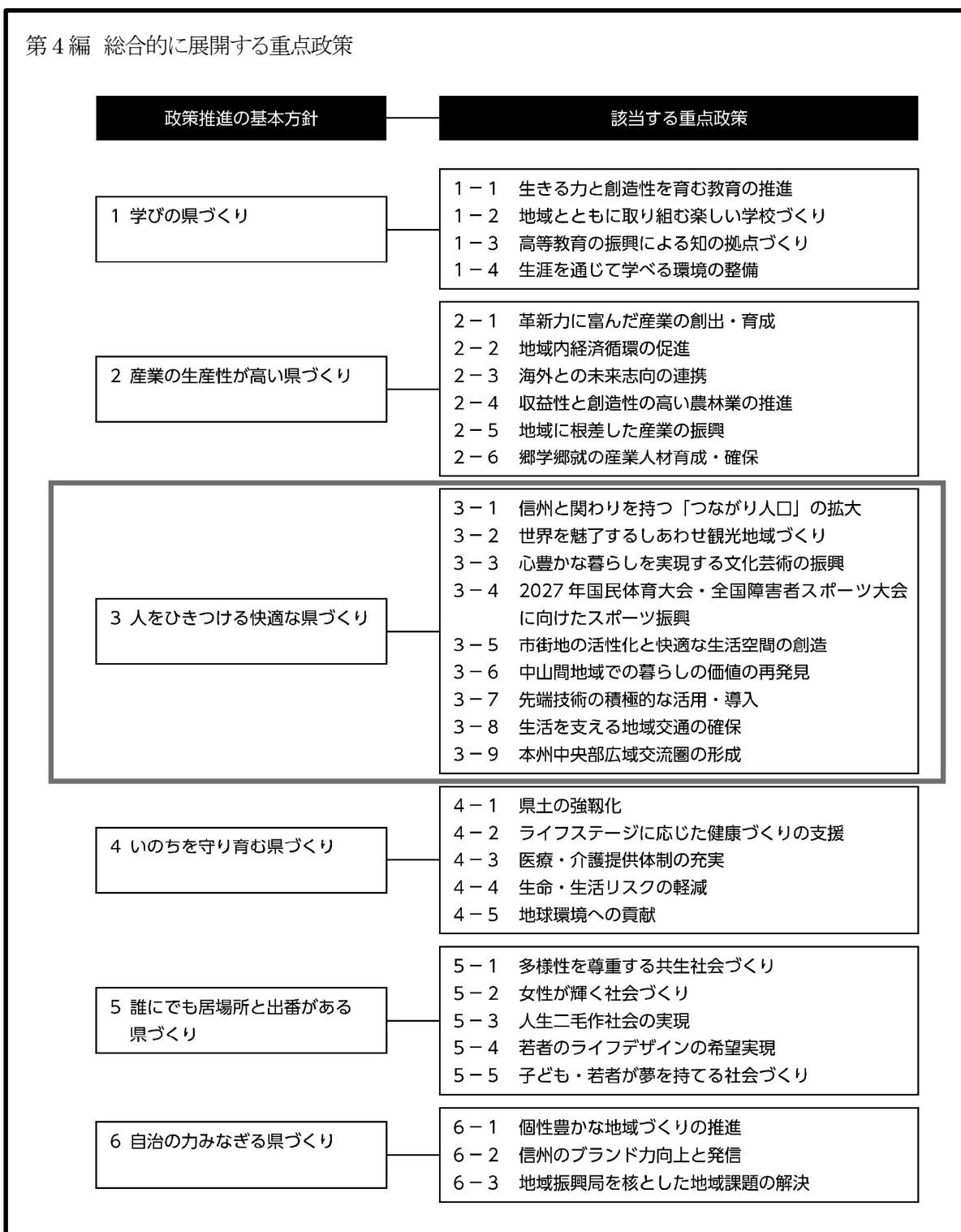


出典：2015年までは国勢調査、その後は長野県企画振興部推計  
「一定の政策を講じた場合」は、国、都道府県、市町村が人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合の推計  
「特段の政策を講じない場合」は、「日本の地域別将来推計人口 平成25年3月」(国立社会保障・人口問題研究所)を基に現状の継続を前提として推計

第2編では第1編の分析を踏まえ基本目標を、第3編では政策推進の基本方針や8つの重点目標を定めている。重点目標のうち、「人口の社会増を実現」や「インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加」などは、今回の監査テーマに直接関連する目標である。

これらを踏まえて、第4編では、政策推進の基本方針ごとに、該当する重点政策を掲げている。

重点政策のうち、「3 人をひきつける快適な県づくり」を、「信州創生戦略」を踏まえた「長野県に人を呼び込む諸施策」の主な内容と考え、監査の対象とした。



なお、「人をひきつける快適な県づくり」は、他の基本方針と相互に関連しており、他の基本方針に基づく重点政策が効果を発揮すれば、より人をひきつける県となることは間違いない。



## ②「人をひきつける快適な県づくり」と個別の事業の関係

県は、重点政策に基づき、様々な個別の事業を実施している。監査対象とした個別の事業と、総合計画の重点政策の関係は、県の事業改善シートによれば、次のとおりである。

重点政策  監査対象とした事業	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	3-6	3-7	3-8	3-9
	信州と関わりを持つ「つながり人口」の拡大	世界を魅了するしあわせ観光地域づくり	心豊かな暮らしを実現する文化芸術の振興	2027年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けたスポーツ振興	市街地の活性化と快適な生活空間の創造	中山間地域での暮らしの価値の再発見	先端技術の積極的な活用・導入	生活を支える地域交通の確保	本州中央部広域交流圏の形成
観光戦略推進事業		○							
山岳高原観光推進費		○							
観光産業受入環境向上事業		○							
観光誘客魅力発信事業		○							
インバウンド戦略推進事業		○							
生涯を通じたスポーツ機会の充実事業費				○					
バス等振興対策事業費						○	○	○	
鉄道振興対策事業費								○	○
信州まつもと空港利活用・国際化推進事業費									○
移住・交流推進事業費	○								
文化芸術による心豊かな暮らしの実現推進事業			○						
自然公園管理事業		○							
IT産業振興事業費									
営業推進事業	○	○							

## 第3 監査の結果及び意見の総括

### 1. 包括外部監査の総括

監査を実施した総括は次のとおりである。

#### (1) 観光部及び一般社団法人長野県観光機構について

長野県に人を呼び込む諸施策は、県の多くの部署が推進しているが、特に観光振興は中心的な施策のひとつである。

県の観光振興を担う長野県観光部及び一般社団法人長野県観光機構(以下「観光機構」という。)には、今回、主に次のような問題があった。

##### ① 観光機構の事務処理の問題点

観光機構が内閣府に提出している公益目的支出計画実施報告書は、観光機構の社員総会で報告された同報告書と一致していなかった。また、社員総会で承認された同報告書の内容は関連費用の配賦に問題があり、正しいとはいえない。

さらに、観光機構の作成している計算書類と、観光機構の税務申告の根拠となっている計算書類についても、正味財産額が一致していないなどの不備があった。

観光機構は、上記のような基本的で重要な事務について正しく処理がなされなかった原因を調査し、今後、同様の問題が起きないように体制を整備する必要がある。

##### ② 補助金についての問題点

体験型修学旅行誘致促進事業補助金については、補助金の交付要綱に記載された趣旨が実現されたことを確認する資料が整備されていない。

要綱によれば、補助金の趣旨は、体験型修学旅行等や合宿の催行に要する経費に対する補助である。

しかしながら、修学旅行等の経費について補助した事実が確認できない。これらの補助金の補助対象者には、学校等以外に旅行者が含まれており、旅行者に交付した補助金が、どのように体験型修学旅行等や合宿の催行に要する経費を補助したかの根拠資料が整備されていないためである。

補助事業を行う際には、事業の趣旨を明確にし、それを交付要綱に正しく記載し、それに沿って事業が実施されたことを確認する必要がある。

##### ③ 観光機構が観光部に提出している負担金の実績報告の妥当性

令和4年度において、県は観光機構に対して、225百万円の「長野県 DMO 連携事業負担金」を支出している。

負担金については、県と観光機構との間で締結された「令和4年度長野県 DMO 連携事業に係る協定書」(以下「協定」という。)が、その支出の根拠となっている。

協定は、16事業を一括して締結されているが、別表が付されており、事業ごとにその内容、また、その事業に係る県負担経費の金額(予算額)が記載されている。また、事業が完了したときには、観光機構は30日以内に経費内訳書とともに実績報告書を作成し、県に提出することとなっている。

当該実績報告書では、16事業のうち13事業で、協定予算額と実績報告書の金額が一致していた。このように、支出予算と支出実績が一致することは通常考えられないが、これは、「その他の事務費」等の費目により事業の合計を一致させるべく調整が行われたことによる。

また、観光機構が作成した計算書類のひとつである正味財産増減計算書内訳表に記載された事業費と、実績報告書に記載された事業別の支出額も不一致である。

観光機構は実績額の根拠を明らかにして県に報告を行う必要があり、また、県は観光機構から提出された実績報告の内容を十分吟味し、観光機構への負担金の金額確定を行う必要がある。

## (2) 予算関連業務システムの課題と提言

県の部局を横断する監査を行った結果、県職員が様々な資料を作成するにあたって、相当量のexcelを利用した作業を行っていることが判明した。そこで、原因調査を行い、提言をまとめることとした。

ここでは予算関連業務を計画・予算・執行・決算・評価といった関連する一連の業務群を指すものとする。

県では、計画書、予算書、決算書、事業点検といった外部報告資料を作成している。

しかしながら、データ集計に共通する「事業」という単位の設定方法や連携方法が十分でないため、「事業」ごとの評価が正しく行われているのか(正確性)、「事業」の集計単位が全体の予算の中でどのような位置づけなのか(網羅性)が検証し難い状況である。

今後、県が予算関連業務システムの見直しを行う際には、次のような点に留意が必要である。

- 「事業」定義を明確にし「計画」「予算」「決算」「事業点検」間で1種類に統一する
- 「計画」システムを導入し、当初「予算」の”要望書”「事業」の原始データとしてデータベース化する
- 予算議案から「事業」の展開ができるようにする
- 「会計」システムの「事業コード」は「予算」システムで確定した「事業」「細事業」「細細事業」コードに連携する
- 「事業点検」と「計画」「予算」「決算」データの整合が容易に確認できるようにする
- 補正予算分や「配当」「再配当」前後の予算と実績も「事業」別に対応表示ができるようにする
- 事業ごとの「区分経理」業務を削減する

なお、この予算業務関連システムの整備は、現在部門横断的な責任部署がなく、それぞれの個別システムの責任部署によりばらばらに運営されている。当業務は、他部署間のデータ連携が必須であるため、横断的に検討できる責任部署や委員会を設置することが望ましい。

## (3) 補助金に係る消費税相当額の返還事務について

補助金に係る消費税相当額の返還事務については、インボイス制度導入に伴う経過措置もあり、より複雑になっている。そのため、県が返還事務を適切に行うにあたっては、様々な困難がある。

そうであれば、国や地方公共団体が税金を原資とする補助金を交付する場合には、必ず消費税相当額を含めて交付することにし、本来、不課税である補助金を課税取引と擬制することで、補助金の返還義務を事業者の納税義務に転換してしまうよう制度変更を国に働き掛けることも考えられる。

しかしながら、そのような制度変更には時間がかかり、また、実現の可能性も不明である。したがって、県としては、職員向けの手続書の整備や、補助事業者向けの説明資料の作成等を行い、公金を原資とする補助金に係る消費税相当額の返還漏れが生じないような制度の整備が必要であると考えられる。

## 2. 監査の結果及び意見の総括

### (1) 監査の結果及び意見の項目数

監査対象項目	結果	意見
I. 全般的事項	—	6
II. 観光部	7	21
III. 教育委員会事務局	—	2
IV. 企画振興部	3	19
V. 環境部	—	—
VI. 県民文化部	—	2
VII. 産業労働部	—	—
合計	10	50

「監査の結果」とは、今後、県において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

「監査の意見」とは、「監査の結果」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待する事項をいう。

### (2) 監査の結果及び意見の要約

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<b>I. 全般的事項</b>			
<b>3. 補助金における消費税相当額返還の取扱いについて</b>			
<b>① 補助対象経費に消費税相当額を含めない取扱いについて(意見 1)</b>			
<p>今回監査対象とした事業に係る補助金から任意に 11 件を抽出し、対象部局にアンケートを配付し、回答を依頼した。</p> <p>令和 4 年度に係るアンケート結果より、企画振興部、産業労働部、観光部では、補助対象経費に消費税相当額を含まないことを要綱で定めている、あるいは、明文化していなくても運用で同様の取扱いをしているとの回答があった。このような場合には、免税事業者や課税売上割合が低い事業者は、自己負担が重くなるので留意が必要である。</p> <p>補助対象事業者には丁寧に説明を行い、申請主義を盾に、事情を知らない事業者から申請がないため消費税相当額を交付しなかったというようなことがないように努める必要がある。</p>	○		59
<b>② 消費税の取扱いを明文化しておらず、返還義務の有無を確認していない点について(意見 2)</b>			
<p>教育委員会事務局では、文化財総合対策事業補助金について、補助金に係る消費税相当額の返還について明文化していないと回答している。</p>	○		59

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>文化庁の文化財補助金会計要項のうち、「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」には、消費税相当額の返還が明記されていることから、県が要綱等で明文化しない理由はないと考えられる。また、明文化されたルールがないことから、令和4年度の補助対象事業者から返還を受けるべき消費税相当額があるのかも定かでない。</p> <p>今後、教育委員会事務局関係の補助金に係る消費税相当額の返還については、要綱等に明示する必要がある。</p> <p><b>③ 免税事業者等からの仕入に係る消費税相当額の返還義務について(意見3)</b></p> <p>令和5年度に係るアンケート結果より、令和5年10月1日からインボイス制度が導入されたことに伴う激変緩和措置として、制度導入後6年間は、適格請求書発行事業者登録をしていない免税事業者等からの仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合(令和8年9月末までは80%、その後令和11年9月末までは50%)を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。</p> <p>この経過措置に対応する消費税相当額についても、補助金の返還義務があるかアンケートで確認したところ、企画振興部松本空港課のみが返還義務があると回答した。企画振興部交通政策課や教育委員会事務局、観光部は返還義務について検討していなかった。</p> <p>これまで返還義務について定めていない部局においては、要綱等に定めておく必要がある。</p>		○	60
<p><b>④ 2割特例を適用した場合の消費税相当額の返還について(意見4)</b></p> <p>補助対象事業者が、いわゆる「2割特例」を適用する事業者である場合に、補助金に含まれる消費税相当額の返還について検討しておく必要がある。</p> <p>今回のアンケート結果では、企画振興部交通政策課や教育委員会事務局は、この特例の取扱いについて検討していなかった。返還義務は発生しないものの、制度の変更に応じて対応方針を事前に検討しておく必要はあったものとする。</p>		○	60
<p><b>⑤ 補助金に係る消費税相当額の返還事務について(意見5)</b></p> <p>補助金に係る消費税相当額の返還事務については、インボイス制度導入に伴う経過措置もあり、より複雑になっている。</p> <p>制度が仮に改善されるとしても、それには時間がかかると推測される。そうであれば、県としては、その間、補助金に係る消費税相当額が正しく返還されるような対応が必要となる。</p> <p>今後、補助金交付に関わるすべての部局で、補助金交付時の消費税相当額の返還に関して、職員向けの手続書の整備や、補助事業者向けの説明資料の作成等を行い、公金を原資とする補助金に係る消費税相当額の返還漏れが生じないような制度の整備が必要であるとする。</p>		○	61
<p><b>4. 予算関連業務</b></p> <p><b>① 予算関連業務の課題について(意見6)</b></p> <p>各現場の予算関連業務に関して、単に一部門に留まらず、横断的な課題があると考えられる。予算関連業務に関する課題は次のとおりである。</p>		○	69

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>ア.「事業」集計をめぐる課題 イ.「区分経理」手作業集計の課題 ウ.「事業」には集計されない予算があること</p> <p>予算関連業務の課題に対する提言は次のとおりである ア.「事業」定義を明確にし「計画」「予算」「決算」「事業点検」間で1種類に統一する イ.「計画」システムを導入し、当初「予算」の”要望書”を「事業」の原始データとしてデータベース化する ウ. 予算議案から「事業」の展開ができるようにする エ.「会計」システムの「事業コード」は「予算」システムで確定した「事業」「細事業」「細細事業」コードに連携する オ.「事業点検」と「計画」「予算」「決算」データが整合していることが容易に確認できるようにする カ. 補正予算分や「配当」「再配当」前後の予算と実績も「事業」別に対応表示できるようにする キ. 事業ごとの「区分経理」業務を削減する ク. 担当部署を明確にする ケ. ホームページに計画・予算・決算・事業評価照会システムを導入する</p>			
<b>II. 観光部</b>			
<b>1. 全般的事項</b>			
<p><b>① 内閣府提出公益目的支出計画実施報告書との不一致について(結果 1)</b> 令和 4 年度分として、観光機構が内閣府に提出した「公益目的支出計画実施報告書」は、社員総会に提出された「公益目的支出計画実施報告書」と公益目的財産残額が不一致であった。 観光機構は、過年度に遡って調査を行い、差異を修正する必要がある。</p>	○		85
<p><b>② 令和 4 年度の公益目的支出計画実施報告書の記載について(結果 2)</b> 観光機構の作成する計算書類等のうち、正味財産増減計算書内訳表は、「実施事業等会計」と、それ以外の事業収支を記載する「その他会計」及び法人管理業務の収支を記載する「法人会計」の 3 つに区分されている。 これら 3 つの区分、あるいはそれらのうち 2 つの区分に関連して発生する費用については、適正な基準で配賦しなければならない。 観光機構は、移行認可の際に採用した配賦基準について、その後見直しを行っていない。このことにより、平成 28 年 6 月以降軽井沢町への特定寄付分 2.5%が過大に「実施事業等会計」に配賦され、また、令和 4 年度は「その他会計」に集計すべき租税公課が過大に「実施等事業」に配賦されている。この結果、令和 4 年度末現在の公益目的財産残額は正確ではない。</p>	○		86

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>観光機構は、公益目的支出計画認可時の計画内容と現状の事業内容に差異がないかを確認し、公益目的支出計画の見直しの要否を検討する必要がある。</p> <p><b>③ 実績報告の吟味に基づく負担金額の確定について(結果 3)</b></p> <p>県は、観光振興を地域経済の活性化に結びつけるために、観光機構に多くの事業に係る費用相当額を、一括して負担金として交付している。</p> <p>16 事業について、県負担経費の金額(予算額)と、観光機構が県に提出している実績報告書に記載されている実績(支出)額を比較すると、3つの事業以外は予算と実績報告書における支出額が一致している。</p> <p>予算に実績を一致させるような報告書をもって、県の負担金額を確定することには問題がある。実績額の根拠が明らかとはいえないからである。</p> <p>今後、観光機構は実績額の根拠を明らかにして県に報告を行う必要があり、また、県は観光機構からの実績報告の内容を十分吟味し、観光機構への負担金の金額確定を行う必要がある。</p>	○		87
<p><b>④ 事業費用の会計数値との不一致について(結果 4)</b></p> <p>観光機構の県からの負担金に係る事業の実施に要する費用は、実質的に全額県が負担しているため、本来、観光機構の会計数値(正味財産増減計算書)における受取県負担金並びに事業費、及び実績報告書における支出額は一致することとなる。</p> <p>しかしながら、実績報告書における支出額は、正味財産増減計算書内訳表における「実施事業等会計」の事業区分ごとの事業費とは一致していない。</p> <p>観光機構は、正味財産増減計算書内訳表の決算額に基づき実績報告書を作成するか、もしくは、配賦による差異が合理的であることを説明できるよう対応する必要がある。</p>	○		89
<p><b>⑤ 過大な負担額について(結果 5)</b></p> <p>観光機構の県からの負担金に係る事業の実施に要する費用は、実質的に全額県が負担している。ここで、県から交付される負担金以外に他の主体から負担金が交付されている事業が存在している。</p> <p>県以外の他の主体からの受取負担金が計上される事業については利益が計上される可能性があるが、本来事業費を負担する趣旨の負担金で利益が計上されることとなり妥当ではない。</p> <p>今後、県は、協定の記載を変更し、県以外からの負担金がある場合には、事業費から当該負担金相当額を控除して支給することとするなど、過大な負担とならないよう対応する必要がある。</p>	○		90
<p><b>① 負担金により一括で支出することの問題点について(意見 7)</b></p> <p>他の都道府県の自治体DMOの正味財産増減計算書等を見ても、多額の負担金を支出している県は確認できず、補助金として処理している例が多い。</p> <p>仕様書で詳細な設定が可能な事業は委託事業とし、裁量の幅を持たせるべき事業は、複数事業をまとめて現状の実質的な事業及び費目間流用に可能性を持たせた柔軟な補助金とすることなど、現状の負担金については、あり方の検討が必要と考える。</p>		○	91

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>なお、現状でも、実質的に委託と判断される場合には、法人税法上は収益事業に、消費税法上は課税売上となり、観光機構の納税額に影響がでる可能性があるため、県と観光機構はその点にも留意が必要である。</p> <p><b>② 観光機構における事業別原価計算について(意見 8)</b></p> <p>観光機構は、事業ごとの計数管理を行えるよう、たとえば工数管理の仕組みを整備するなどし、適切な事業別原価計算ができるような体制を構築することが求められる。そのうえで、県への予算要求や事業ごとの実績報告を原価計算に基づき行うことで説明責任を果たしていく必要がある。</p> <p>一方、県は、観光機構に係る事業の予算化の際には、事業内容に基づく積算内容等を吟味し、所要金額について実質的な審査を行う必要がある。また、観光機構から提出される実績報告については、予算書との突合だけでなく、実績数値の集計の妥当性についても確認する必要がある。</p>		○	94
<p><b>③ 観光機構の正味財産増減計算書内訳表における配賦基準の合理性について(意見 9)</b></p> <p>観光機構においては、事業別原価計算制度を構築する際には、関連費用の配賦をどのように行うかの検討も重要である。</p> <p>適正な会計処理表示、並びに公益目的支出計画の適切な履行の観点及び業績管理の観点からも、適切な配賦基準に基づき設定した費目別の配賦率を適用する必要がある。</p>		○	94
<p><b>④ 退職給付引当金の計上額の見直しについて(意見 10)</b></p> <p>観光機構の令和 4 年度末の貸借対照表に計上されている退職給付引当金は 49,099 千円であるが、従来の退職金規程による期末退職金要支給額は 48,971 千円である。</p> <p>令和 4 年度末の退職給付引当金は、既に確定している退職金支給額の見直し前の金額である 48,971 千円を計上する必要がある。</p>		○	95
<p><b>⑤ 退職給付引当金の会計方針の記載について(意見 11)</b></p> <p>観光機構の退職給付引当金の計算方法は、中小企業退職金共済からの給付額を控除して計算することになっており、つぎのように会計方針を記載する必要がある。</p> <p>「職員の退職給付に備えるため、期末退職給付の要支給額に相当する金額から、中小企業退職金共済の給付予定額を控除した金額を計上しております。」</p>		○	95
<p><b>⑥ 令和 4 年度の貸借対照表について(意見 12)</b></p> <p>観光機構の令和 4 年度の社員総会承認済の貸借対照表と税務申告用の貸借対照表について、流動資産が 40,000 千円、流動負債が 19,950 千円、正味財産は 59,951 千円の差異がある。また、正味財産増減計算書は、一般正味財産期首残高が 59,951 千円不一致となっている。観光機構は、過年度に遡って原因を調査の上、いずれかの計算書類を修正する必要がある。</p> <p><b>2. 観光地域づくり推進事業</b></p> <p><b>① 補助金の申請内容の適正な審査について(結果 6)</b></p>		○	96



内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>補助事業が終了し、観光機構が実績報告書を提出した際に、県は補助事業に従事した職員であっても常勤職員の人件費や管理費は補助対象として認めず、補助金額を 6,050 千円から 252 千円へと減額している。</p> <p>補助金の交付要綱では、経常的な経費は対象外とされており、人件費については経常経費との切り分けが困難であったため減額となったとのことである。補助金の交付決定後の減額については補助事業実施主体者である観光機構に与える影響も大きい。</p> <p>補助事業実施主体の人件費等を適切に措置できる仕組みを検討すべきであった。</p>	○		99
<p><b>① 専務理事への県職員OBの登用及び人件費負担金について(意見 13)</b></p> <p>観光機構の専務理事には、以前に観光部に所属していた県職員の OB が就任しており、当該県職員 OB に支払う理事報酬については、県が観光機構に対し負担金として支払っていた。その後、OB が専務理事を退任し、県は負担金の支出を取りやめている。</p> <p>県職員 OB が専務理事であれば人件費を負担し、プロパー職員や外部人材であれば人件費を負担しないとするのは県の方針に矛盾するともいえ、今後留意が必要である。</p>		○	99
<p><b>② 専門人材の配置に係る負担金について(意見 14)</b></p> <p>専門人材の配置事業は、県の DMO である観光機構の人的リソースを負担金として支出する事業であり、専門人材の人件費につき県が負担金を支出している。</p> <p>対象となる専門人材は本来的には一事業のみではなく、各事業の実施のために配置される人員である。専門人材の配置に係る負担金として一括計上するのではなく、該当する各事業予算に配分される必要がある。</p> <p>また、各事業予算とその成果を対比して事業の効率性を測定する際にも、専門人材の人件費は各事業で適切に集計される必要がある。</p>		○	100
<p><b>③ 信州の観光地魅力向上実践事業補助金の想定事例の作成について(意見 15)</b></p> <p>信州の観光地魅力向上実践事業補助金は、観光事業者等が所定の事業を行うにあたり必要とする事業費の一部と、補助金の事務に要する事務費を県が観光機構に交付するものである。</p> <p>観光機構は 22 団体の想定事例を作成し 55,000 千円の補助金額を申請したが、実際には 13 団体 22,233 千円の応募に留まっている。</p> <p>観光機構の想定事例の内容はあくまでも観光機構の想定であり、募集後、申請することになる観光事業者等に対する補助金交付の適否や補助金額の適正性を判断する上で必須とは言い難い。また、想定事例の作成は観光機構に対し過度な事務負担となるもので、補助金の申請にあたり不要であったとも考えられる。</p> <p>補助金に係る事務の効率化のため、補助金の申請資料については、その目的と必要性、効果を十分に検討したうえで決定する必要がある。</p>		○	100
<p><b>④ 観光機構を通じて実施する補助事業に対する事務費の補助方針の統一について(意見 16)</b></p> <p>観光機構で発生する県の補助事業に関する経費を県がどこまで負担するかは、県の観光機構に向けた補助金交付要綱に定められているが、事業によって大きく異なっている。</p>		○	101

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>観光機構が実施する補助事業について、観光機構が負担する事務費のうちどの部分を負担するかについては、県と観光機構の双方が納得できる統一的な方針を持ち、県民に説明できるように整理しておく必要がある。</p> <p><b>6. 山岳遭難防止対策事業</b></p> <p><b>① 遭難防止対策事業の成果指標について(意見 17)</b></p> <p>県は、山岳遭難防止対策事業の成果指標として、遭難による死傷者の人数を用いている。しかしながら、遭難者の増減要因は登山者の人数に比例するもので、登山者のうち遭難する者の割合を把握することは困難であること、救助活動等は警察本部の管轄であるため、遭難者が登山届を提出していたのかどうか等の県の事業との関係を知りうる立場にないことなどから、死傷者数を県の事業の成果と関連付ける根拠は乏しい。</p> <p>安全対策や普及啓発活動など、県の努力に連動する活動やその結果を成果指標にすることが望ましい。</p>		○	108
<p><b>8. 安全登山普及推進事業</b></p> <p><b>① 登山計画書の義務化と安全意識の普及・徹底についての登山者への更なる周知について(意見 18)</b></p> <p>県は、山岳遭難防止対策協議会と協力し、これまでに登山口に登山ポストを設置し、登山計画書やアンケートの回収に努めている。印刷された登山計画書の配置が効率的でない登山口にも、県の登山計画書の電子申請窓口の QR 化や義務化の周知等の PR など、今後もより多くの登山者からのアンケートの回収に努め、登山者の安全登山に対する意識の啓発に努めていくことが望ましい。</p>		○	111
<p><b>② 登山計画書回収事務費補助金の性質と事業の実施主体について(意見 19)</b></p> <p>登山計画書回収事務費補助金は、各地区の山岳遭難防止対策協会が登山ポストに投函された登山計画書を回収して県に提出するための通信費、交通費や人件費などの経費に充当される。</p> <p>登山計画書の回収は、県と各地区の山岳遭難防止対策協会との役割及び責任を明確したうえでの共同事業として実施されるものであり、山岳遭難防止対策協会自らの単独事業ではないため、県が協定に基づき負担すべきものとして、負担金に該当すると考える。登山計画書回収事務費補助金の取扱いを再検討する必要がある。</p>		○	111
<p><b>12. 観光業就業促進・生産性向上対策事業</b></p> <p><b>① 人材確保に向けてのアンケート結果のフィードバックについて(意見 20)</b></p> <p>観光関連団体及び観光関連事業者へのアンケートが実施されており、FAX 他文書又はヒアリングで一定数の回答を入手しているが、当該アンケート調査結果を取りまとめるための文書化が実施されていなかった。</p> <p>アンケート結果から県の観光産業としての人材確保等の課題抽出がなされ、現状認識が共有されるとともに、今後取り組むべき政策、事業を策定する際の有益な情報を提供するものとして、事業結果の総括が文書化されるなど適切なフィードバックが望まれる。</p>		○	116

内 容	区分		頁
	結果	意見	
<p>県がアンケートを実施する場合には、結果を取りまとめて文書化し、必要に応じて公表する必要がある。</p> <p><b>② アクションプランの実行について(意見 21)</b></p> <p>県は、部門横断的に長野県就業促進・働き方改革戦略会議を実施しており、分野別のアクションプランを策定している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の 5 類移行もあり、一時的に悪化していた需要が急回復したため多方面で供給が追いつかない状況が続いている。とりわけ、観光業においては、インバウンド消費の拡大が顕著となるなか、企業の人手不足感が増加している。</p> <p>アクションプランにおいて、受け皿となる宿泊業等の就業促進及び外国人材の活用のための施策が急務であり、対応を進めていく必要がある。</p>		○	116
<p><b>16. 観光誘客促進事業</b></p> <p><b>① 長野県観光マップの有効活用について(意見 22)</b></p> <p>長野県観光マップについては、作成部数の縮小を踏まえ、さらに環境対策等も鑑み、デジタル・Web 媒体でのマップ等を公開することも意義あるものとする。</p> <p>長野県観光マップがより有効に活用されるよう努めていくことが望ましい。</p>		○	123
<p><b>17. しあわせ信州観光キャンペーン事業</b></p> <p><b>① 観光機構内の予算稟議と県予算要求との不整合について(意見 23)</b></p> <p>本事業は、関西地区からの県内を周遊する旅行商品に対して助成することで、県内長期滞在プランの商品造成を促し送客につなげる事業である。</p> <p>観光機構は、負担金の対象となる経費として予算 150 万円(30 万円/社×5 件)を県へ申請しているが、観光機構内部の予算稟議では 90 万円(30 万円/社×3 件)としており、県への申請額が過大となっている。</p> <p>同事業内の他の事業及び費目への流用が認められているため実質的な影響は大きくはないが、各事業において予算策定段階での精緻な積算に基づき県に負担金の申請を行い、予算と実績との乖離を適切に把握する仕組みが必要である。</p>		○	125
<p><b>21. スノーリゾート等満喫事業</b></p> <p><b>① 営業期間と補助対象期間との整合性について(意見 24)</b></p> <p>スノーリゾート受入環境整備事業支援事業補助金は、県内索道事業者が行う利用客の利便性向上や生産性向上、人手不足対策を目的とした DX 推進やインバウンド対応等の機材購入や予約システム構築費用等を支援するものである。</p> <p>当該補助金の補助対象期間は 11 月中旬から 3 月末までと、スノーリゾートの営業期間と同じであり、環境整備のために、営業を一時的に中止することは現実的ではなく、通常の営業に支障のない範囲内での環境整備に留まらざるを得ない。</p> <p>スノーリゾートの整備に対する補助など季節性の高く、営業できる期間が限られている産業に対する補助は、通常の営業に支障のない適切な内容と適切なタイミングで実施する必要がある。</p>		○	132
<p><b>② 雪を確保するための持続可能な支援体制について(意見 25)</b></p>			

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>スノーリゾートには、気候変動による雪不足のため、営業開始時期の遅れや、滑走可能日数の減少などのリスクがある。また、雪不足で悪天候等により、スノーリゾートで行われる大会などが中止となる事例も見受けられる。</p> <p>このような状況が今後も生じる可能性を考慮した上でスノーリゾートの持続を図るのであれば、県をはじめとする外部からの一定の支援は今後も必要と思われる。</p> <p>今後も、スノーリゾートに対して持続可能な支援に努めていくことが望まれる。</p>		○	133
<p><b>23. 体験型修学旅行誘致促進事業</b></p> <p><b>① 補助金が適切に使用されていることを確認する手続の不備について(結果 7)</b></p> <p>体験型修学旅行等誘致促進事業補助金について、申請・交付決定に関する各種資料を閲覧したところ、学校または団体自らが申請した事例は数件に留まっており、ほとんどが旅行会社による申請であった。</p> <p>旅行会社による補助金の申請のうち任意の 50 件について、旅行会社から提出を受けた実績報告書と、旅行会社が学校等に宛てた旅行代金の明細書、精算書、請求書等を閲覧したところ、49 件は修学旅行等の旅行代金や合宿の催行費用から県の補助金が控除されていることを示す記載がなく、県の補助金がどのように利用されているのかを確認できない状況であった。</p> <p>旅行会社に対して補助金を交付する場合は、当該補助金はどのように使用され、補助目的が達成されたかどうかを確認する必要がある。そのことが確認できる書類を入手しておく必要がある。</p>	○		138
<p><b>① 補助対象ごとの補助金額及び件数の把握について(意見 26)</b></p> <p>体験型修学旅行等誘致促進事業補助金交付要綱では、補助対象者を、学校から依頼を受けて長野県内の体験型修学旅行等を手配する旅行会社とし、学校や団体が自ら手配あるいは催行する場合は当該学校や団体を補助対象者としている。県は、令和 4 年度に 584 件の補助を行っているが、旅行会社に対する補助と学校や団体に対する補助がそれぞれ何件あるのか、その内訳を把握していない。補助金の利用状況を把握し、その効果を測定するためにも、補助対象者の状況を把握しておく必要がある。</p>		○	139
<p><b>26. インバウンド需要緊急回復対策事業</b></p> <p><b>① 実際の補助事業者からのエビデンスの徴収について(意見 27)</b></p> <p>「1)新規ツアー造成に対する支援」について、令和 4 年度に観光機構は、タイにある旅行代理店 3 者への助成を実施しており、観光機構は、助成金の公募やその後の手続を現地のコーディネータに委託している。</p> <p>現地旅行会社への助成金の支払については、観光機構からコーディネータへ支払い、コーディネータから旅行会社へ再送金される運用となっているが、コーディネータから現地旅行会社への送金が適切になされたかについて確認できていない。</p> <p>本事業は新たな事業であり、その仕組みや運用の有効性、効率性等についてモニタリングする必要性はより高いと考える。現地旅行会社が助成金を受領していることを確認できる仕組み・運用とする必要がある。</p>		○	143

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<b>Ⅲ. 教育委員会事務局</b>			
<b>1. 県営体育施設管理運営事業費</b>			
<b>① 長野県立武道館使用料の算定方法の見直しについて(意見 28)</b>			
長野県立武道館の指定管理者の令和 4 年度の収支報告書においては、利用料収入が予算の 29,917 千円に届かず、収入合計の 13.8%に留まっている。			
新型コロナウイルス感染症の行動制限の解除や、イベント等の実施により、令和 4 年度の利用者数、利用料金収入は共に令和 3 年度よりも増加しているが、施設の運営に必要なコストを賄えているとはいえない。		○	150
受益者負担の観点と、発生するコスト、コロナ禍後の利用料収入の動向を注視し、状況に応じて見直しを検討する必要がある。			
<b>② ネーミングライツ制度の検討について(意見 29)</b>			
県は、所有する施設などの名称に、社名や商品名などの愛称をつけることができるネーミングライツ制度を導入している。		○	151
長野県立武道館においても、施設の魅力を高め、また、新たな財源の確保を行うためにも、ネーミングライツ制度の導入を視野にいれる必要がある。			
<b>Ⅳ. 企画振興部</b>			
<b>1. 地域間幹線バス路線確保維持事業</b>			
<b>① 補助対象路線の補助理由の開示について(意見 30)</b>			
令和 4 年度の系統別確保補助金の実績は 7 事業者 29 系統で、この 29 系統は県ホームページで開示されている。しかしながら、維持計画、系統別計画とも開示されておらず、地域住民の生活のために確保・維持が必要と認めた経緯を把握することは困難となっている。			
当初から赤字が見込まれているバス路線を国・県が補助を行ってまで運行する目的・必要性を広く開示する必要性は高いと考える。系統確保補助金の補助対象路線の補助理由をホームページに記載するなどして広く開示することが望ましい。		○	156
<b>② 現在の補助制度について(意見 31)</b>			
系統確保補助金は、補助対象路線の見込みの経常費用と見込みの経常収益の差額である運行欠損費(赤字分)を補助するものである。あくまでも赤字の補てんであり、補助対象路線が利益を生み出すことまでは想定していない。		○	156
利益の確保が想定されない事業を民間企業が担わざるを得ない状況については、現在の補助制度は十分なものではないことに留意しておく必要がある。			
<b>③ 人員不足の状況について(意見 32)</b>			
令和 6 年 4 月から労働規制が強化される、いわゆる「2024 年問題」は乗合バス事業者も対象であり、バス運転手の人手不足に拍車をかけるともいわれている。			
状況の改善に向けて県、市町村、乗合バス事業者等は、それぞれの役割を早急に明確化する必要がある。地域公共交通を維持させていくうえで、バス運転手の人手不足の解消は大きなテーマと考える。状況の改善に向けて積極的に対応を図っていく必要がある。		○	156

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<b>3. 公共交通乗換案内サイト構築事業</b> <b>①信州ナビに蓄積されたデータの取扱いについて(意見 33)</b> 地域連携 IC カードの導入は令和 7 年春を予定している。地域連携 IC カードは信州ナビの機能をすべて代替するものではなく、地域連携 IC カード導入後も信州ナビのサービスを続けることに特段の問題はないと考える。信州ナビと地域連携 IC カードでデータの入手方法が複数あることも不効率とはいえないが、このことについては、それぞれのデータをどのように活用するか方針を明確にしておくことが前提となる。地域連携 IC カードの導入を踏まえて、信州ナビのデータの取扱いを明確化する必要がある。		○	161
<b>4. みんなのタクシー利活用促進事業</b> <b>① タクシー乗務員の状況について(意見 34)</b> タクシー乗務員について長野県は、60 歳以上の割合が高く、40 代の割合が低い。女性乗務員の割合は全国合計よりも高いが、60 歳以上の女性乗務員の割合が全国合計より高い。 バス運転手と同様にタクシー乗務員についても人材不足の状況がうかがえる。 タクシー事業支助金は一定の成果をあげていると考えるが、人手不足の抜本的な解消については、問題の所在を明確にして、その解決方法を検討するなど、より深い考察が必要である。		○	163
<b>② UD タクシーの普及状況について(意見 35)</b> 長野県のタクシーの総車両数は 2,321 台で 47 都道府県中 22 番目、UD タクシー車両数は 130 台で 24 番目、UD タクシー車両数の総車両数に占める割合は 5.6%で 31 番目となっている。 47 都道府県の中ではタクシーの総車両数に占める UD タクシー車両数の割合が比較的に低い状況となっている。UD タクシーの導入が進むよう、今後も対応を図っていく必要がある。		○	165
<b>5. 多角連携型モビリティ・ネットワーク形成事業</b> <b>① 多角連携型モビリティ・アドバイザーの派遣について(意見 36)</b> 多角連携型モビリティ・ネットワーク形成事業は、地域交通の最適化・充実等に対して、複合的な観点から助言等を行うサポート人材を県が委嘱または招聘し、課題を抱える市町村等へ派遣するものである。 地域公共交通ネットワークをどう維持するかが課題とされているなかで外部専門家の知見を得る意義は高いと考えるが、執行率が低い状況が続いている。 市町村等にとって最新の情報・情勢に接しておくことは重要と考える。事業の有効性を高めるよう、事業の意義をより積極的にアピールしていくことが望ましい。		○	167
<b>6. 地域公共交通最適化推進事業</b> <b>① 長野県地域公共交通計画(素案)における観光の取組について(意見 37)</b> 長野県公共交通活性化協議会は令和 5 年度に長野県地域公共交通計画(素案)をまとめている。		○	170

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>「長野県に人を呼び込む諸施策」の観点からみると、観光における地域公共交通の諸施策は、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通事業者の担う役割が大きいと思われる。また、二次交通の整備など早急に解決できない課題も多い。</p> <p>複数の公共交通事業者が委員として参加している県協議会で協議を行い意義は高いと考える。観光における地域公共交通のあり方について、県協議会での検討が進むよう、対応を図っていくことが望ましい。</p> <p><b>② 長野県内市町村の地域公共交通計画の作成状況について(意見 38)</b></p> <p>令和 5 年 11 月時点では、県内 77 市町村のうち 42 市町村が地域公共交通計画を作成している。</p> <p>関係者の間で問題点を共有し、役割や目標を明確にするという意味で地域公共交通計画を作成することは重要である。大部分の市町村が地域公共交通については何らかの課題を抱えていると思われる。少しでも課題解決に近づくよう、引き続き、市町村の地域公共交通計画の作成をサポートする必要がある。</p> <p><b>③公共交通情報オープンデータにおける市町村への対応について(意見 39)</b></p> <p>素案では、公共交通情報を国が定めるデータ形式(GTFS-JP) で整備し、オープンデータ化することで、バス路線の情報を経路検索サービス等で検索できる環境を整備としている。</p> <p>GTFS-JP データの作成は市町村・バス事業が行い、オープンデータの維持・管理は、それを自ら行うことが困難な市町村・交通事業者については、令和 5 年度は委託事業者が一括して更新を行うとしている。</p> <p>令和 6 年度以降もオープンデータの維持・管理を行う必要があるが、市町村・バス事業者の負担のあり方は議論を行うとしている。市町村・バス事業者に過度の負担とならないよう、また、データの維持・管理が効率的、効果的に行われるよう対応する必要がある。</p> <p><b>④ デマンド交通、定額タクシーや相乗りタクシー、貨客混載などの取組について(意見 40)</b></p> <p>県協議会でもデマンド交通については深い協議はなされていない印象を受けた。</p> <p>デマンド交通のメリットが拡大する一方で、複数の圏域で既存の交通事業者に影響を与えている状況が生じていることを踏まえると、県協議会においてデマンド交通と既存の地域交通の関係を議論する余地はあると考える。</p> <p>地域公共交通におけるデマンド交通のあり方についても検討していくことが望ましい。</p> <p><b>7. 公共交通機関におけるキャッシュレス化推進事業</b></p> <p><b>① 交通系 IC カードの全県での普及促進について(意見 41)</b></p> <p>アルピコ交通株式会社、長電バス株式会社以外のバス事業者への導入を進めることがポイントである。また、令和 5 年度の補助金は県内に営業所を有する乗合バス事業者を対象としており、鉄道事業者は対象とされていないが、鉄道事業者への導入も課題の一つである。</p>			
		○	170
		○	171
		○	172
		○	174

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p>全県での早期導入を目指し、令和5年度から令和7年度までの3年間で集中的に支援を実施するとしているが、速やかに全県での導入が図られるよう、積極的に対応を図っていくことが望ましい。</p> <p><b>8. 鉄道振興対策事業費</b></p> <p><b>① 鉄道駅及び軌道停留場のバリアフリー化の状況について(意見 42)</b></p> <p>県内の総駅数は258駅、そのうち段差が解消されている駅(解消駅)は64駅、解消駅数の割合は24.8%で、これは47都道府県中38番目である。県の総駅数は47都道府県中9番目、解消駅数は19番目で、駅が多く、解消駅数も多い方ではあるが、総駅数に占める解消駅数の割合は低い。公共交通事業者や地元市町村と対応を検討していく必要がある。</p> <p><b>11. 信州まつもと空港活性化事業費</b></p> <p><b>① 助成事業における助成対象経費の消費税等の取扱いについて(結果 8)</b></p> <p>消費税等の取扱いに関する明記が必要と考えられるにもかかわらず、これが明記されていない要綱が6件存在した。一方、実際の運用面においては、消費税等相当額部分は助成金の対象から除外される運用となっていた。この点、要綱上も、消費税等の取扱いに関する明記を適切に行うべきであった。</p> <p>また、令和5年10月からは適格請求書保存方式(いわゆるインボイス制度)が始まっている。免税事業者が適格請求書発行事業者の登録により課税事業者となった場合の経過措置(いわゆる2割特例)に助成事業者が該当するか否か、さらに、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられたことから、助成事業者の対象経費がこの経過措置に該当するか否かなど、助成事業における取扱いにおいて慎重に確認をしていく必要がある。</p> <p><b>① 松本空港の県内各地域の居住者への訴求について(意見 43)</b></p> <p>中信地区以外の居住者への松本空港の利用促進は今後の課題である。</p> <p>松本空港は、県が設置し管理している県下唯一の空港である。その運営管理に係る事業費は、県がこれを負担することにより空港の維持管理が成り立っていることから、全県下の居住者が松本空港の恩恵を受けられるような施策、たとえば中信地区以外の地域への集中的なPRや空港アクセスの充実などが望まれる。</p> <p><b>② 「就航路線の認知度拡大」事業における補助事業者からの提出書類の様式について(意見 44)</b></p> <p>公益社団法人ひょうご観光本部との相互送客事業(SNS事業等)に関して、「ローカルエリアで結ぶ地方観光のネットワーク化事業」の令和4年度連携費用として同観光本部から34万円の請求を受けているが、同観光本部から受領したとされる請求書には押印等がなされておらず、第三者の模倣が容易な書式による請求書であり、実際に同観光本部から提出されたことが客観的に証明できないものとなっていた。</p> <p>一般論として請求書の書式に法律上の決まりはないものの、提出された請求書が対象事業者等から確かに提出されたものであるという客観性が担保できるよう、要綱等で請求書の</p>		○	177
		○	190
		○	191
		○	192



内 容	区分		頁
	結果	意見	
様式を定める、あるいは、対象事業者等から提出されたことが客観的に証明できる書式での提出を求めるなどの対応をとる必要がある。			
<b>③ 県のホームページで公開されている書類(PDF形式)のタイトルについて(意見 45)</b> 県のホームページで公開されている松本空港課のPDF形式の書類(事業の概要、助成金交付要綱等)を閲覧すると、一部の書類に関して、内容に対して適切とはいえないタイトルが付されているものが散見される。 要綱等の書類作成にあたっては他県の優れた事例を大いに参考にすべきであると考えますが、要綱等の書類を県のホームページ上で公開する際には、公開される書類の内容に合った適切なタイトルを設定する必要があり、また、公開前にそれらを確認する体制を構築する必要があります。		○	192
<b>12. 空港管理費</b> <b>① 令和4年度「ハイジャック等防止対策事業費補助金」に係る予算編成について(結果 9)</b> 予算編成の際に、補助相当額(42,008千円)を見積もり、当該見積り額に消費税相当額を加えて予算要求額(46,209千円)を決定し、この金額が予算として決議されている。一方、対象の事業者に対しては、消費税を乗じる前の金額(42,008千円)を令和4年3月30日に内示している。予算編成時において、消費税相当額を予算に含めるべきか否かの検討が不十分であったと思われる。 なお、当該補助金を規定する「松本空港ハイジャック等防止対策事業費補助金交付要綱」において、消費税相当額が補助金に含まれるか否かは明記されていない。今後の予算編成において留意するとともに、要綱の見直しが必要である。	○		195
<b>② 着陸料免除の出口戦略について(意見 46)</b> 松本空港と国内の他の地点との間において航行する航空機については、着陸料が免除されている。 他の地方管理空港について見てみると、一部減免、時限的な減免、新規路線開通時の時限的免除などの事例が見られるが、着陸料の全額免除をしている地方管理空港の例は見当たらない。 現行の着陸料免除の規定はあくまで「当分の間」の措置であって、着陸料免除の規定に関する一定の出口戦略(期限・条件の設定等)の検討は必要と考える。		○	195
<b>13. 移住・交流推進事業費</b> <b>① 事業者への委託に関する再委託の取扱いについて(結果 10)</b> 「空き家DIYイベント開催支援」業務に関して、第三者へ事業の一部を再委託しているが、これに関しては委託契約書に従い委託者たる県に文書で協議を申し出ており、県も再委託を承諾している。一方、「情報発信の実施」やこれに関連する業務についても受託者とは異なる別の個人や法人がその役割を担うこととなっているが、協議のための文書は県に提出されておらず、委託契約書第15条に違反する状態になっているように見受けられる。 仕様書上、協議が必要な再委託と協議が不要な再委託が明確に区分定義されておらず、この点を明確にしておく必要がある。	○		201

内 容	区分		頁
	結 果	意 見	
<p><b>① 業務仕様書上求められている書類が未提出であることについて(意見 47)</b></p> <p>業務仕様書によれば、受託者は当該業務報告として、(1)相談受付カード、(2)業務状況報告書、(3)業務日誌、(4)業務状況一覧を毎月県に提出することとされている。しかしながら(1)相談受付カードについては、県に提出されていなかった。</p> <p>(1)に記載された内容は、(2)、(3)、(4)に要点を抜粋して記載されているため、これらの書類のみでも相談者の相談内容や、受託者の業務が適正になされていることは確認できるとのことである。</p> <p>(1)についても書類の提出を受託者に求めるか、(2)、(3)、(4)のみで県の監督責任が果たせるということであれば、業務仕様書を改訂し(1)の書類は提出を求めないこととする等の対応を図ることが望ましい。</p>		○	202
<p><b>② SuuHaa に掲載される県関係サイトのリンク集のメンテナンスについて(意見 48)</b></p> <p>県への移住検討・関心層のうち、特に 20～30 歳代の年齢層をターゲットとした記事コンテンツを制作し、これを長野県移住総合 Web サイト「SuuHaa」に掲載して広く発信している。</p> <p>「SuuHaa」は、移住に関する様々な県の関連サイト(「移住に役立つサイト」)へリンクするためのポータルサイトとしても機能しているが、令和 5 年 10 月 11 日現在、いわゆる「リンク切れ」になっているサイトが計 5 件確認された。</p> <p>県の移住施策に関してのポータルサイトの立ち位置であり多くの移住希望者の目に触れることとなることなどから、今後も定期的なメンテナンスを行っていくことが望ましい。</p>		○	202
<b>V. 県民文化部</b>			
<b>文化施設管理運営事業</b>			
<p><b>① ホクト文化ホール(長野県県民文化会館)の駐車場問題について(意見 49)</b></p> <p>人を呼び込む観点からは、会場に観客が集まる際の駐車場についての投資を検討する必要があると考える。</p> <p>問題の認識・検討を行っているが、将来的に駐車場の有料化、周辺の民間駐車場との連携、また、JR 長野駅に近い立地から、公共交通機関の利用等で、混雑緩和を図り、利便性の向上に努める必要がある。</p>		○	208
<p><b>② ホクト文化ホール(長野県県民文化会館)の利用料比較について(意見 50)</b></p> <p>利用料見直しによるホールの利用率への影響も考慮する必要はあるが、5,000 円を超える入場料を徴収する場合のホール利用料については、検討の余地があると考えられる。</p> <p>経営基盤の強化は、広域的な文化振興を担う地域の文化拠点施設として、県民が様々な文化芸術に親しむ機会や、文化芸術の発信を行う場の確保を図るために重要である。今後も他の公立ホールの利用率や収益を増やすための工夫なども参考にしながら、さらなる経営基盤の強化に努めていくことが望まれる。</p>		○	208